

## 仙台市地域防災計画の修正について

## 1 計画見直しの経緯

- 令和元年東日本台風(台風第19号)や、新型コロナウイルス感染症への対応などを踏まえ、大雨対策及び避難所対策に関する所要の見直しを行う。
- 避難のタイミング等をより明確にするため、避難勧告等の避難情報の見直しが国において検討されており、今後、災害対策基本法の改正や、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定が見込まれる。法改正等を踏まえ、令和3年出水期までに必要な見直しを行う。

## 2 主な修正事項

## (1) 風水害時の避難行動の見直し

令和元年東日本台風等を踏まえ、水害・土砂災害からの避難において、自宅にとどまる安全確保や、安全な地域の親戚・知人宅に避難する方法が示された。ハザードマップを活用して風水害時の適切な避難場所等を確認し、一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせた避難計画を作成する、「マイ・タイムライン」を地域防災計画に示し、取組を推進していく。〈別紙-①〉

## 【修正該当箇所】

編	部・章	節	項目	該当箇所	頁(令和2年)	新旧表
風水害等	第1部 1 自助・共助	3	5	指定避難所等への避難	12	資料1-5 3, 4/30
共通	第2部 1 自助・共助	5	2(3)	風水害	91	資料1-3 7/21

## (2) 避難所における感染症対策

避難所において新型コロナウイルス感染症が拡大することを防ぐため、令和2年6月に避難所運営マニュアルの別冊を作成し、避難所で実施する各種の感染症対策を示した。避難所の感染症対策として実施する事項を地域防災計画に追加するとともに、感染症の動向も踏まえ同マニュアルは必要な見直しを行っていく。〈別紙-②〉

## 【修正該当箇所】

## ア 避難所や避難スペースのさらなる確保

編	部・章	節	項目	該当箇所	頁(令和2年)	新旧表
共通	第2部 2 公助	10		避難所運営体制の整備	145	資料1-3 15/21

## イ 体調不良者等の専用スペース等の確保

編	部・章	節	項目	該当箇所	頁(令和2年)	新旧表
地震津波	2 公助	12	3(5)	避難所運営委員会の活動 イ②避難所の空間配置	102	資料1-4 14/26
風水害等	第1部 2 公助	12	3(5)	避難所運営委員会の活動 イ②避難所の空間配置	111	資料1-5 17/30

## ウ 感染症対策物資の備蓄

編	部・章	節	項目	該当箇所	頁(令和2年)	新旧表
共通	第2部 2 公助	12	2(3)	生活物資備蓄の主なもの	153	資料1-3 17/21

## エ 避難時の携行品例

編	部・章	節	項目	該当箇所	頁(令和2年)	新旧表
共通	第2部 1 自助・共助	2	5(1)	物流の停止等に備える	77	資料 1-3 6/21
地震津波	1 自助・共助	3	1(3)	地震災害等における避難時の原則	7	資料 1-4 1/26
風水害等	第1部 1 自助・共助	3	2(2)	避難時の原則	10	資料 1-5 1/30

### (3) 土砂災害警戒区域等への避難勧告等の発令

これまで土砂災害に関する避難勧告等は、土砂災害危険箇所等(土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)を対象地域としてきたが、宮城県による土砂災害警戒区域等の調査が終了し、市内全ての区域が指定されたことから、土砂災害警戒区域等(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)に避難勧告等を発令することとする。〈別紙-③〉

#### 【修正該当箇所】

編	部・章	節	項目	該当箇所	頁(令和2年)	新旧表
風水害等	第1部 2 公助	4	2(1)	避難勧告等の実施	50	資料 1-5 7/30

### (4) 避難情報の変更

避難のタイミング等をより明確にするため、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」を「避難指示」に一本化することや、「災害発生情報」及び「避難準備・高齢者避難開始」の名称及び運用方法の変更が国から示されており、令和3年出水期から新しい避難情報を運用できるよう、今後所要の見直しを行う。〈別紙-④〉

※ 避難情報の変更は、災害対策基本法の改正や、国のガイドラインの改定内容を確認して修正を行うため、(1)~(3)とは別に新旧対照表を作成して修正を行う。

## 3 参考資料(新旧対照表)

- ・資料 1-3 仙台市地域防災計画(共通編)修正案 新旧対照表(抄)
- ・資料 1-4 仙台市地域防災計画(地震・津波災害対策編)修正案 新旧対照表(抄)
- ・資料 1-5 仙台市地域防災計画(風水害等災害対策編)修正案 新旧対照表(抄)

# 仙台市地域防災計画の修正について

令和3年3月  
危機管理室

# ①風水害時の避難行動の見直し(1/3)

## 背景

避難は「難」を「避」けることであり、災害に対して安全な場所にとどまることも避難になる。令和元年東日本台風等を踏まえ、避難先は避難所に行くことに限らず、安全な地域の親戚・知人宅へ避難することや、自宅で安全を確保する方法等が国から示された。

大雨・台風等の災害に適切な避難行動が行えるよう、ハザードマップを活用してあらかじめ避難場所を検討し、一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせた避難計画を作成する「マイ・タイムライン」の取組を推進していく必要がある。

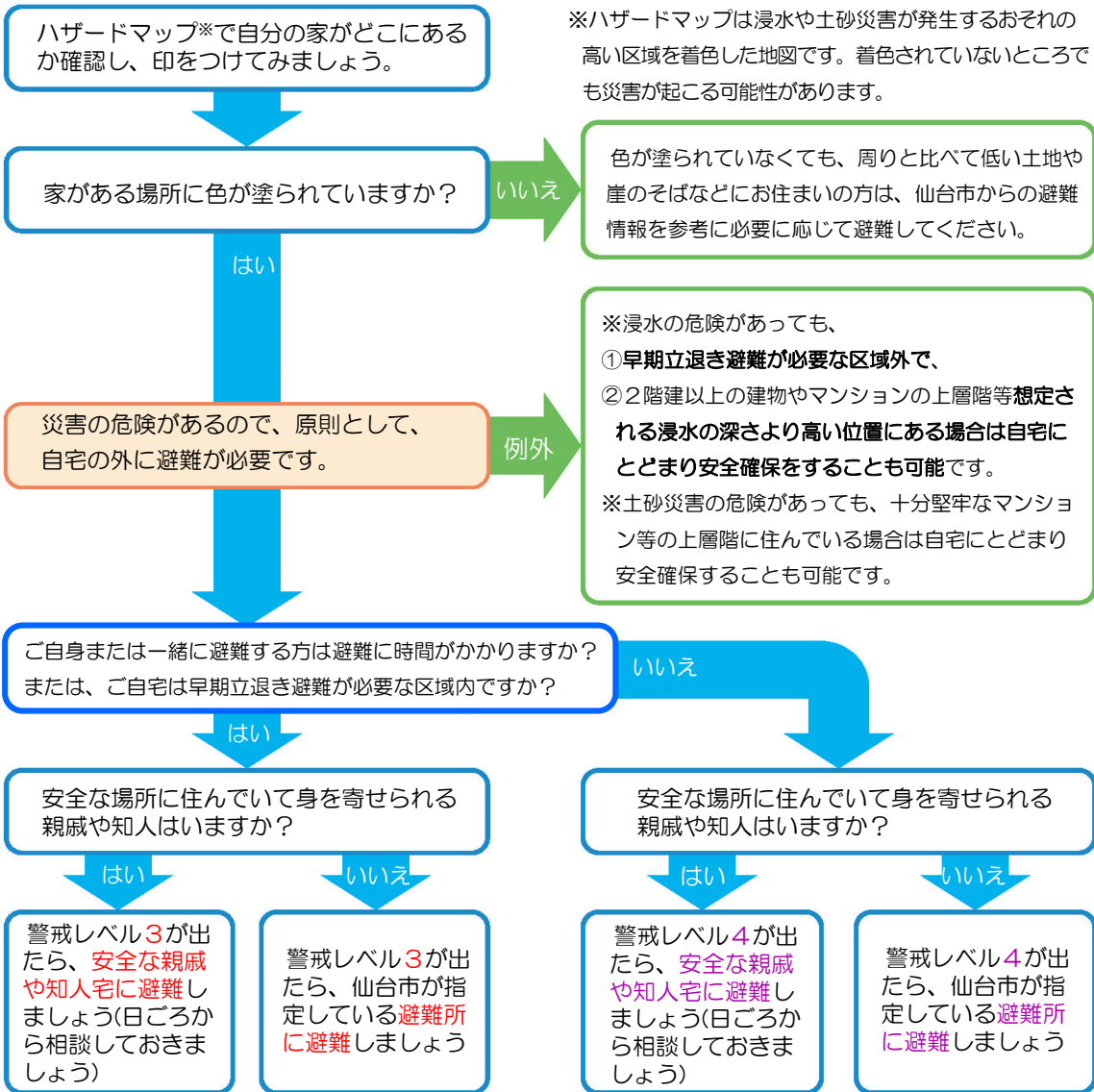
## 対応

風水害の災害における避難行動として記述している「3通りの避難のあり方」を、「風水害時の避難行動」に改め、避難開始の時期や避難時の原則とともに、洪水等及び土砂災害に備えた避難方法に整理し、避難所以外の避難方法も記述する。

また、「住民等による避難フロー図(風水害時)」を、ハザードマップを活用して①避難の必要性、②避難場所、③避難開始のタイミングを検討できる「避難行動判定フロー」と、各自の避難計画を作成できる「マイ・タイムライン」に改める。

# ①風水害時の避難行動の見直し(2/3)

## <避難行動判定フロー>



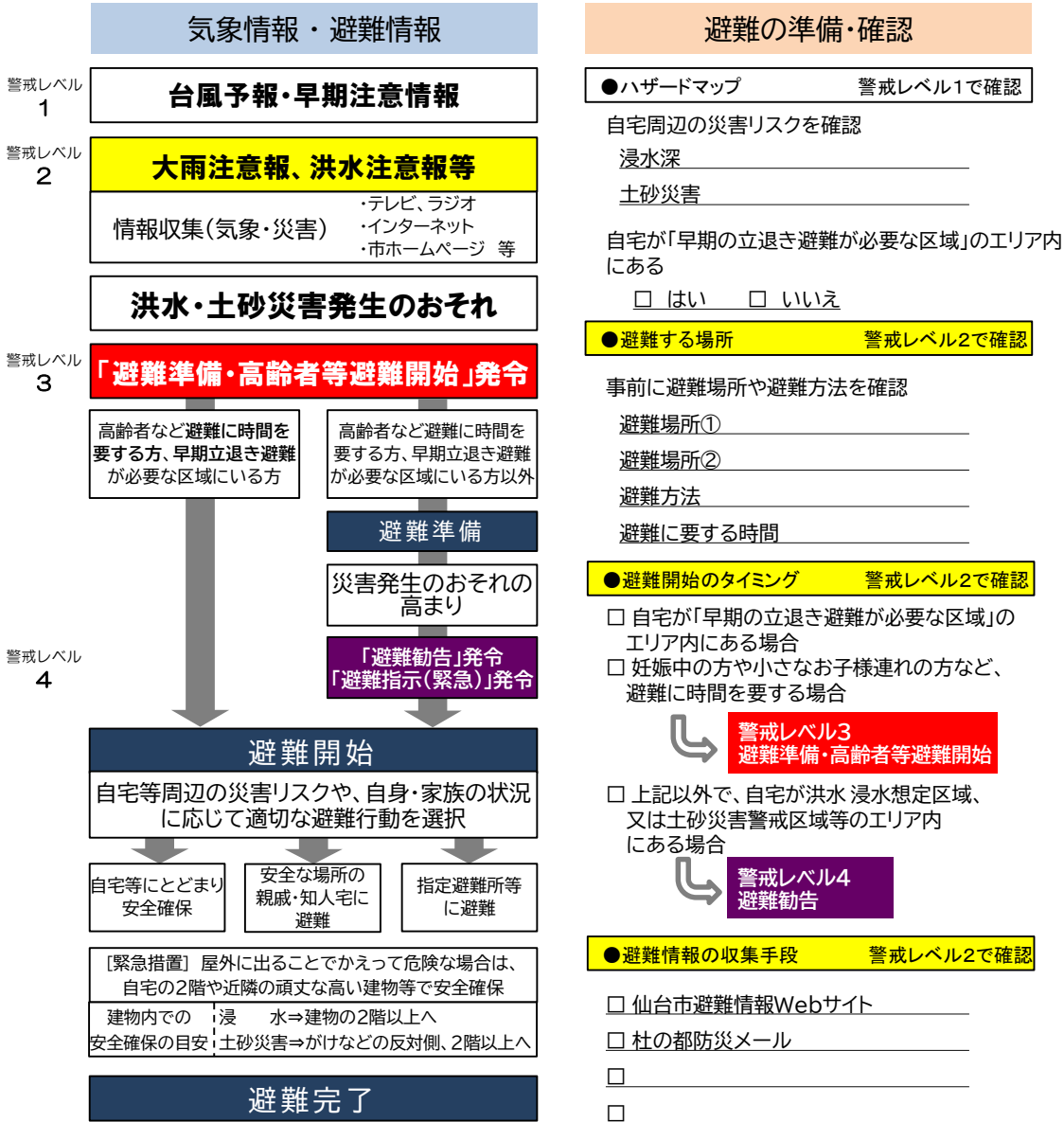
「避難行動判定フロー」は、ハザードマップで想定される洪水や土砂災害のリスクを確認して、

- ① 避難の必要性
- ② 避難場所  
(避難所以外にも自宅の2階以上や親戚、知人宅)
- ③ 避難開始のタイミング

を検討することができる。

# ①風水害時の避難行動の見直し(3/3)

## ＜マイ・タイムラインの例＞



「マイ・タイムライン」とは、風水害に備えて一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせあらかじめ作成する避難計画。

避難行動判定フローの結果も使い、「いつ」「誰が」「何をするのか」を時系列で整理することにより、避難に必要な情報・判断・行動を把握し、「自分の避難方法」を見つけてることができる。

## ②避難所における感染症対策

### 背景

避難所への避難により新型コロナウイルス感染症が拡大することを防ぐため、本市では「避難所運営マニュアル(別冊)新型コロナウイルス対策追加事項」を令和2年6月に作成し、避難所で実施する各種の感染症対策を示した。指定避難所や補助避難所等には感染症対策物資の配備を進め、感染症対策を取り入れた地域版避難所運営マニュアルの見直しや、避難所運営訓練等も取り組まれており、引き続き避難所の感染症対策を推進していく必要がある。

### 対応

新型コロナウイルス等の感染症対策として実施している事項を、地域防災計画に追記する。具体的な対応は避難所運営マニュアルに示し、同マニュアルは感染症の動向も踏まえ必要な見直しを行う。

記載箇所	追加記載事項
避難所運営体制の整備	(市は、)避難所や避難スペースのさらなる確保に努める。
避難所の空間配置	体調不良者を受け入れる専用スペースや、専用のトイレ・手洗い場等を確保するよう努める。
公的備蓄を行う品目	感染症対策物資としてマスク、非接触型体温計、消毒液等を備蓄する。
避難時の携行品例	マスク、体温計、石けん、消毒液等

# ③土砂災害警戒区域等への避難勧告等の発令

## 背景

これまで市内の土砂災害に関する避難対象地域は、土砂災害危険箇所（以下、危険箇所）、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、警戒区域等）としてきた。土砂災害防止法※に基づく宮城県による基礎調査が完了し、市内すべての警戒区域等が指定されたことから、土砂災害に関する避難勧告等の対象地域は、警戒区域等を基本とすることが可能になった。

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成13年4月1日施行）

## 対応

土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始と避難勧告の発令対象地域を次のとおり修正する。

避難対象地域	土砂災害危険箇所等（修正前）	土砂災害警戒区域等（修正後）
土砂災害危険箇所	○	—
土砂災害警戒区域	○	○
土砂災害特別警戒区域	○	○

※土砂災害危険箇所：国の通達に基づき宮城県が実態調査を行った、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりが発生するおそれのある箇所

※土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある地域として、知事が指定した区域

※土砂災害特別警戒区域：土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として、知事が指定した区域



# ④ 避難情報の変更

## 背景

避難のタイミング等をより明確にするため、災害対策基本法の改正や、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定により、令和3年出水期までに避難情報の名称や運用等の変更が見込まれる。本市でも新たな避難情報の運用に向けて早期に対応する必要がある。

## 対応

- ① 「災害発生情報」を、災害が発生・切迫し緊急に安全確保を促す「緊急安全確保」へ変更
- ② 「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」を、「避難指示」に一本化
- ③ 「避難準備・高齢者等避難開始」を、高齢者など避難に時間を要する方に早期の避難を呼びかける「高齢者等避難」へ変更

